

上下水道事業審議会委員名簿

任期 令和7年9月1日～令和9年8月31日(任期2年)

(敬称略・順不同)

氏 名	行政区	水道区分	任命要件	備考
長 崎 浩 介	—	—	学識経験者 (日本文理大学 経営経済 学科 教授)	再任
神 鳥 慶 子	—	—	学識経験者 (税理士)	再任
糸 永 省 三	(山香) 影平	山香上水 (旧向野簡水)	区長の代表 (区長連合会長)	再任 (推薦依頼結果)
土 谷 博 信	(杵築) 天満	杵築上水	上下水道の利用者	再任
吉 岩 千賀子	(山香) 貫井	山香上水	上下水道の利用者	山香地域から
佐々木 寿 彦	(杵築) 守江	杵築上水 (旧守江簡水)	上下水道の利用者	再任
河 野 一 成	(大田) 俣水	大田上水 (旧俣水簡水)大田農集	上下水道の利用者	大田地域から
是 永 陽 子	(杵築) 杵ノ辻	杵築上水 公共下水道	上下水道の利用者	再任
矢 守 丈 俊	—	—	その他市長が適当と 認める者 (副市長)	副市長 R7.11.8～
中 根 達 美	—	—	その他市長が適当と 認める者 (財政課長)	財政課長

杵築市上下水道事業審議会条例(抜粋)

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 上下水道の利用者
- (3) 区長の代表
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は、当然退職するものとする。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。